

## 制限付一般競争入札公告

守山市人口ビジョン策定支援業務について制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和元年10月2日

守山市長 宮本和宏

### 1 委託業務の概要

- (1) 業務番号 1025-1
- (2) 業務名 守山市人口ビジョン策定支援業務
- (3) 委託場所 守山市の全域
- (4) 委託期間 契約締結日から令和2年3月31日まで
- (5) 業務概要

※アについては市内学区ごとの数値を出すこと。

#### ア 人口の現状分析

##### (ア) 人口動向分析

総人口や年齢3区分別人口、出生数、死亡数、転入数、転出数等の時系列の状況を分析すること（別紙1 業務内容（詳細）を参照）。

##### (イ) 将来人口の推計と分析

出生率や移動率などについて、仮定値を変えた総人口推計の比較や将来人口におよぼす自然増減・社会増減の影響度を分析すること。

##### (ウ) 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察

「(ア) 人口動向分析」、「(イ) 将来人口の推計と分析」を踏まえて、今後予想される人口の変化が地域の将来にどのような影響を及ぼすかを分析・考察すること。

#### イ 人口の将来展望

##### (ア) 将来展望に必要な調査・分析

検討に必要な基礎的調査を実施し、結果の分析・整理を行うこと（別紙1 業務内容（詳細）を参照）。

##### (イ) 目指すべき将来の方向

上記の「ア 人口の現状分析 『(ア) 人口動向分析』、『(イ) 将来人口の推計と分析』および『(ウ) 人口の変化が地域の将来に与える影響の分析・考察』ならびに「(ア) 将来展望に必要な調査・分析」を踏まえ、本市における人口に関する目指すべき将来の方向および住民の希望を実現するための基本的な施策の方向性を

提示すること。

(ウ) 人口の将来展望

上記の将来の方向および住民の希望を実現するための基本的な施策の方向性を  
基に、令和 42 年（2060 年）を対象期間とした総人口および年齢 3 区分別人口等  
の将来展望を提示すること。

ウ 人口ビジョンの策定支援に関する報告書の作成

上記の結果をとりまとめ、守山市人口ビジョン策定支援に関する報告書を作成す  
ること。なお、報告書は、「地方人口ビジョンの策定のための手引き（令和元年 6 月  
版）（内閣府地方創生推進室）」の内容を踏まえて作成すること。

## 2 入札参加要件に関する事項

平成 31 年度守山市役務委託等業務業者登録名簿（以下「名簿」という。）に登録さ  
れている者で、次に掲げる要件をすべて満たす者のみが、この入札に参加することが  
できる。ただし、開札まで次に掲げる要件を満たしていることを必須とし、要件を満たさ  
なくなった場合は入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 31 年度守山市役務委託等業務業者登録名簿に登録され、種目番号 107「行政計  
画立案・企画に関する調査・分析・研究・コンサルティング」を希望職種とする者で  
あること。

(3) 国または地方公共団体において、人口ビジョン策定業務（総合戦略策定業務等、他  
業務の一環も含む）を受注し、履行した実績がある者であること。

(4) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与  
している法人その他の団体は入札に参加することができない。

ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号  
。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。

イ 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

ウ 暴力団関係者次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう

(ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加え  
る目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、  
直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与してい  
る者

(ウ) 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 暴力団、暴力団員または(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する者であることを  
知りながら、これを不当に利用するなどしている者

### 3 入札参加資格の審査について

- (1) 入札する者は4に掲げる提出物を提出期間内に提出すること。
- (2) 入札後の事後審査とする。
- (3) 落札予定者（最低入札価格の者）が提出した「制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）」および前条に基づき、入札参加資格を有する者であるならば、落札決定し契約を締結する。
- (4) 落札予定者に入札参加資格がないと認めた場合は無効となり、次に入札価格が低い者から同様に審査していく。

### 4 入札参加申込書等の提出期間、提出場所および方法

入札参加申込書等の提出期間および場所は次のとおりとする。

- (1) 提出期間 令和元年10月2日（水）から令和元年10月18日（金）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後4時まで
- (2) 提出場所 守山市総務部契約検査課 守山市役所2階
- (3) 提出物  
ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第1号）  
イ 制限付一般競争入札参加資格確認申込書（様式第2号）  
ウ 業務実績等調書（別紙1）  
エ 上記別紙1にかかる業務の契約書および仕様書の写し
- (4) 提出方法 持参または一般書留郵便、簡易書留郵便、特定記録郵便のいずれかでの郵送とし、その他の方法による提出は受け付けない。全ての提出書類を封筒に入れて提出すること。

### 5 質疑の受付および回答

- (1) 受付期限 令和元年10月11日（金）正午まで
- (2) 受付担当 守山市総合政策部企画政策課  
TEL 077-582-1162
- (3) 受付方法 質疑は質疑書（任意様式）に記入し、電子メールで電送すること。その他の方法による受付は行わない。提出時には必ず架電にて送信確認を行うこと。  
電子メールアドレス：kikakuseisaku@city.moriyama.lg.jp
- (4) 回答方法 質疑のあった場合のみ、守山市ホームページにて公開する。

### 6 入札について

入札については、守山市財務規則（昭和39年規則第6号）、守山市郵便入札実施要項（平成23年告示第31号）等により執行する。

- (1) 契約担当者 守山市長 宮本和宏

(2) 入札執行者 指定職員

(3) 郵便入札（郵便入札封筒記載例を参照のこと：市ホームページに掲載）

・任意の封筒の表面に朱書きで「入札書等在中」と表記し、その他業務番号等必要事項を記載のうえ、一般郵便書留、簡易郵便書留、特定記録郵便のいずれかで入札書等到着期日必着とすること。（期日後着または必要事項が記載されていない場合は返却します。）

(4) 入札書等到達期日 令和元年 10 月 23 日（水）

注(1) 入札書の日付については、作成日とすること。

注(2) 入札書等到達期日に必着するかについては、如何なる場合においても必ず手続き窓口でご確認ください。

(5) 郵送開始日 令和元年 10 月 18 日（金）

(6) 送付先 〒524-8799 近江守山郵便局留

守山市役所総務部契約検査課

(7) 開札日時 令和元年 10 月 25 日（金）10 時 00 分

(8) 開札場所 守山市役所 3 階32会議室

7 保証金 入札保証金および契約保証金は免除する。

8 違約金 落札者が契約を締結しないときは落札金額の 100 分の 5 を徴収する。

9 前金払 前金払は行わない。

10 部分払 部分払は行わない。

## 11 入札無効

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一事項の入札に対し、2 以上の意思表示をした入札

(3) 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載事項が確認できないものもしくは誤りのある入札

(4) 入札書に入札書等到達期日の翌日以降の日付が記載された入札

(5) 談合その他不正の行為があったと認められる入札

(6) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

(7) その他入札に関する条件に違反した入札

12 最低制限価格 最低制限価格を設けない。

## 13 入札の辞退

(1) 入札参加者は、開札までの間は入札の参加を辞退することができる。また、開札までの間に入札参加資格要件を満たさなくなった場合は、辞退しなければならない。

(2) 入札の参加を辞退しようとするときは、開札までに入札辞退届を書面で提出しなければならない。（ただし、入札書等を郵送していないものは不要）

※持参もしくは普通郵便で「辞退届在中」と朱書きし、開札までに必着のこと。

提出先：〒524-8585 守山市吉身二丁目5番22号 守山市役所総務部契約検査課宛

#### 14 その他必要事項

(1) 落札予定となるべき同価の入札をし、かつ入札参加資格を有する者が2以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

(2) 落札者は、落札決定の通知を受けたときは10日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(3) 仕様書等を熟知しておくこと。

(4) この業務の入札（または見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(6) 仕様書等の閲覧場所 守山市役所2階閲覧所

(7) 落札後、入札金額内訳書（単価等）を提出すること。

15 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（該当金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者または免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。